

少年・刑事財政基金寄付金募集規則

(平成二十一年一月一五日規則第三百三十五号)

改正 令和 五年 三月一六日

(目的)

第一条 本会は、弁護士会が実施している当番弁護士制度、当番付添人制度及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度並びに本会が実施している刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業の維持・発展のために要する費用を補助するため、会員及び会員外に広く呼びかけ、寄付金の募集を行う。

(収入)

第二条 会員及び会員外からの寄付金は、少年・刑事財政基金特別会計の収入とする。

(会員外からの寄付)

第三条 会員外からの寄付金を受け入れる場合は、会長の承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する寄付の申出については、その受入れを承認しない。

- 1 -

一 当番弁護士の活動、少年付添人の活動及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護における活動並びに刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業の趣旨に明らかに反するもの

二 前号の他、寄付の受入れが不適切であると思われるもの

(寄付金の受領)

第四条 本会は、寄付者に領収書を発行する。

(管理)

第五条 寄付金の管理は、少年・刑事財政基金に関する規程(会規第八十六号)による。

(配分と支出)

第六条 寄付金は、年度ごとに本会及び各弁護士会に配分することとし、本会に配分された寄付金の支出については、少年・刑事財政基金に関する規程による。

2 本会及び各弁護士会の配分率については理事会の承認を得る。

(報告)

第七条 寄付金の収入及び支出に関する報告は、定期総会に提出する少年・刑事財政基金特別会計の報告の中で行う。

- 2 -

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一六日改正）

第一条、第三条及び第五条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。